

(23) 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成25年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6 人	14,596 千円	2,369 千円	4,023 千円	20,988 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
247,680 円	264,320 円	51 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	160,900 円 県の規程より6号給下位 行政職給料表1級23号給
	高校卒	132,900 円 県の規程より6号給下位 行政職給料表1級3号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	315,200 円	— 円
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.13 月分 (0.61)</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分 (0.35)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.32 月分 (0.71)</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分 (0.40)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.45 月分 (1.32)</td> <td style="text-align: center;">1.42 月分 (0.75)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) () 内の数値は、再任用職員の支給割合です。</p> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分 (0.61)	0.71 月分 (0.35)	12月期	1.32 月分 (0.71)	0.71 月分 (0.40)	計	2.45 月分 (1.32)	1.42 月分 (0.75)			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
	6月期	1.13 月分 (0.61)	0.71 月分 (0.35)													
	12月期	1.32 月分 (0.71)	0.71 月分 (0.40)													
計	2.45 月分 (1.32)	1.42 月分 (0.75)														
[平成25年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,022,885 円</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> <td style="text-align: center;">670,481 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	4,022,885 円	6 人	670,481 円										
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額														
4,022,885 円	6 人	670,481 円														
退職手当 （県の規定に 準ずる）	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 20 年</td> <td style="text-align: center;">21.62 月分</td> <td style="text-align: center;">27.025 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 25 年</td> <td style="text-align: center;">30.82 月分</td> <td style="text-align: center;">36.570 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 35 年</td> <td style="text-align: center;">43.70 月分</td> <td style="text-align: center;">52.440 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 40 年</td> <td style="text-align: center;">49.22 月分</td> <td style="text-align: center;">52.440 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (1.5%~10.5%加算)</p>	区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.570 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.440 月分	勤続 40 年	49.22 月分	52.440 月分
	区 分	自己都合	勸奨・定年													
	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分													
	勤続 25 年	30.82 月分	36.570 月分													
	勤続 35 年	43.70 月分	52.440 月分													
	勤続 40 年	49.22 月分	52.440 月分													
[平成25年度実績] <p style="margin-left: 20px;">該当なし</p>																
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[平成25年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,507,074 円</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> <td style="text-align: center;">251,179 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	1,507,074 円	6 人	251,179 円									
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額													
1,507,074 円	6 人	251,179 円														

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算
		[平成25年度実績] 1人当たりの平均支給月額	35,000 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		[平成25年度実績] 該当なし	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔平成25年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		441,600 円	5 人	7,360 円

6 役員の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	295,600 円	6月期 0.93月 12月期 1.12月	

常務理事は県からの派遣職員であり、県の職員の例により給料及び手当を支給。

〔平成25年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
2,160,000 円	1 人	180,000 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変更後	変更前	変 更 理 由
理事長 報酬月額	295,600 円	180,000 円	業務量(新規事業等)に応じ報酬の見直しを図った。
〃 期末手当	2.05 月	なし	〃

(2) 適用日 平成26年4月1日